平成30年1月10日(水) 第19回草津市景観審議会 資料1



草津市景観計画の変更について

草津市景観計画の基本理念

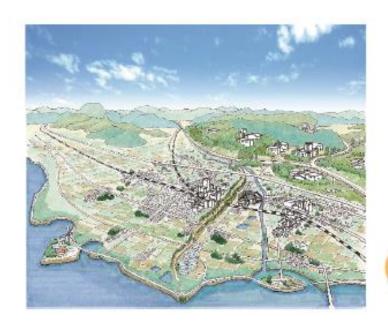
草津市の景観づくりの考え方(基本理念)

「ふるさと草津の心」を育む景観づくり

~"広く碧い湖と空"、"趣のある歴史のみち"、"質の高い都市生活"が調和する~

「ふるさと草津の心」を育んでいくためには、次代を担う子どもたちとともに、 良好な景観に親しみ、学び、まちの自然や歴史文化に対する深い理解とまちを愛 する心を持った草津人(くさつびと)を生み出していくことが必要です。

このような草津人(くさつびと)とともに、心地よさが感じられる草津市の景 観づくりをすすめていくこととします。



湖と空

ふるさと草津の心 || 草津人(くさつびと)

歴史のみち

都市生活

景観形成重点地区と指定の流れ

草津市景観計画(平成24年10月施行)に基づき、市民が主体となって景観づくりに取り組む地区を「景観形成重点地区」として指定するもの。指定に当たっては、<u>重点地区予定地内の土地所有者が当該予定地内における土地所有</u>者等の2/3以上の同意を得て市に提案し、市が指定をする。【景観法第11条第3項(住民等による提案)】

※土地所有者等とは、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く)を有する者をいう

【景観形成重点地区指定の流れ】

景観形成重点地区の指定方針

草津市景観計画のなかで、景観形成重点地区の指定方針を定めています。

景観形成重点地区候補地の検討

ワークショップやまちあるきを通じて、景観形成重点地区の候補地となる地域の資源を探します。

景観形成重点地区準備会の設立

景観づくりの方針やルールなど必要な事項に関する調査や検討を行うために、景観形成重点地区候補地の区域内の土地所有者等の方々が、景観形成重点地区準備会を設立します。

また、市は、景観形成重点地区準備会が行う、景観づくりに関する取組みを支援します。

景観形成重点地区候補地の指定

景観形成重点地区準備会からの提案に基づき、市は景観形成重点地区候補地を指定します。

景観形成重点地区の指定提案

景観形成重点地区準備会の指定提案に基づき、市は景観形成重点地区を指定します。ただし、指定提案には、提案対象区域内の土地所有者等の2/3以上の同意が必要です。

都市計画審議会への意見聴取

当該都市計画区域に景観形成重点地区を指定することについて、都市計画審議会の意見を聴きます。

景観審議会への意見聴取

景観形成重点地区候補地の指定提案を受けて、提 案の対象区域内における景観づくりの方針やルール等 について、景観審議会の意見を聴きます。

景観形成重点地区の指定

市は、景観形成重点地区を指定します。

景観形成重点地区協議会の設立

景観形成重点地区内における良好な景観づくりを推進するために、重点地区内の 土地所有者等の方々が、景観形成重点地区協議会を設立します。

また、市は、景観形成重点地区協議会が行う、景観づくりに関する取り組みを支援します。

景観形成重点地区の指定方針

景観形成重点地区の考え方

- 重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区
- ・住民が主体となって、それぞれの地域特性に応じた、景観形成の方針や 規制基準を設定する
- •市は、景観誘導を図るための支援策などの各種施策を展開していく

景観形成重点地区の指定の方針

- ①豊かな自然環境が残されている地区
- ②草津の歴史文化が色濃く残されている地区
- ③まちのにぎわいや活力とともに、うるおいがあって質の高いまちなみ景観や都市景観の創出に向けて取り組む地区
- ④市民・事業者が積極的に景観づくりに取り組む地区

景観形成重点地区の指定に至った背景

重点地区指定予定の本陣通りの課題

課題

マンションの建設等により、歴史的なまちなみ景観が失われつつあることに対し、 地域の危機意識が高まる ▶本陣通りの現状





目的

- ・東海道と中山道の交わる歴史的価値、草津宿本陣の残る宿場町 の魅力を継承したい
- ・地域が一体となってまちづくりを進めることで、住民のまちに対する 愛着や地域のつながりを作りたい



方法

景観形成重点地区に指定し、建築物の意匠・形態などを基準により誘導することで、歴史的なまちなみ景観の保全・創出を図る。

地域住民で構成される景観形成重点地区準備会による基準の検討、 指定提案に至る

現在指定している景観形成重点地区



景観形成重点地区指定により変更する内容

現在のゾーン・軸・・・まちなかゾーン・歴史街道軸

- →まちなかゾーンおよび歴史街道軸の基準が適用される。
- ●まちなかゾーンにおける届出対象行為

新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え、色彩の変更 【建築物】高さが13m以上もしくは4階建以上の行為 行為にかかる延床面積の合計が300㎡以上の行為

【工作物】高さ13m以上の行為

景観形成重点地区の指定による主な変更内容

- 〇届出対象行為の拡大
- 〇景観形成基準の変更・追加

たとえば、新しく建物を建てる場合、従来は上記のような比較的大規模な建物のみが届出対象でしたが、重点地区になると、10㎡強の小規模な建築物でも届出が必要になります。

また、景観形成基準については、現在の歴史街道軸の基準に加えて切妻平入、格子窓、虫籠窓の保全など、「草津宿らしさ」を盛り込んだ項目を追加します。



景観形成重点地区で定めるべき内容について

景観計画において重点地区として指定するためには、以下の3つの内容を定める必要があります。

・良好な景観の形成に関する方針

•重点地区の区域

・良好な景観形成のための制限に関する事項(=基準)

良好な景観の形成に関する方針

基本目標:歴史街道の佇まいと賑わいを創出する景観づくり

- ●歴史街道としての佇まいを感じる景観づくり
 ●住民協働による景観づくり

●時とともに魅力が高まる景観づくり

●安全・安心に配慮した住みよい景観づくり

●まちの賑わいを創出する景観づくり



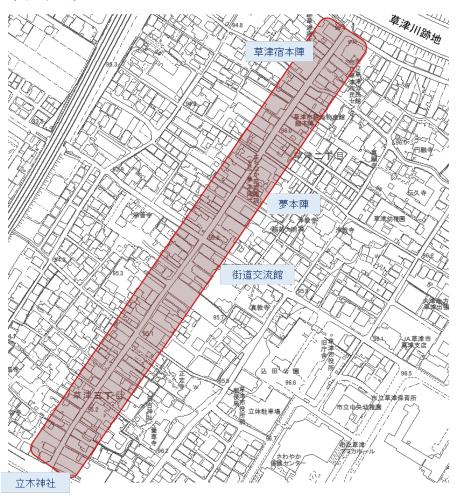
景観形成の基本的な方針

- ○史跡草津宿本陣などが残る東海道沿いの歴史的なまちなみを活かした景観形成やまちづくりを 推進します。
- ○新しい建築物等が違和感なくまちなみにとけ込むよう、歴史的な趣を残す工夫をするなど、 通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。
- 〇屋外広告物・工作物等が違和感なくまちなみにとけ込むよう、歴史的な趣を残す工夫をするなど、 通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。

東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区の指定範囲(案)

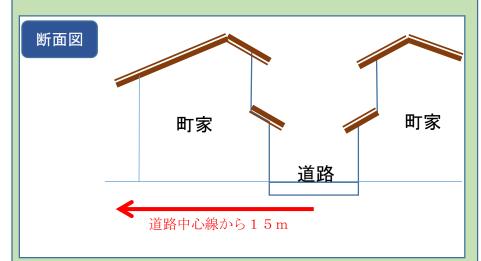
1 指定範囲

市道宮町渋川線のうち、県道山田草津線との交差点から草津川マンポまでの区間で、道路中心線から15mの範囲を指定範囲とする。



●15mの設定根拠

街道沿いの建築物の特徴である「切妻平入」の勾配屋根が 道路境界に面して建っている場合に、<u>その屋根すべてを</u> 包含する範囲





左の写真のように、街道沿いに面して建築されている場合で、隣接地が駐車場等の場合、前面道路から建築物の妻側が大きく見えている。

例)万善呉服店(草津三丁目)

15mの範囲については届出対象範囲とし、基準への適用を求める。

届出対象行為①(道路中心線から15mの範囲)

3 届出対象行為

<u>琵琶湖岸景観形成重点地区および伝統的沿道景観重点地区と同じ</u>

建築物	新築、増築、改築、または移転	〇新築、増築、改築または移転にかかる部分の床面積の合計が10㎡を超える行為。 〇行為後の建築物の高さが5mを超える行為。
	外観を変更することとなる修繕もし くは模様替えまたは色彩の変更	〇行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超える行為。
工作物	新築、増築、改築、または移転 外観を変更することとなる修繕もし くは模様替えまたは色彩の変更	〇垣(生け垣を除く、さく、へい、擁壁の類の場合、高さが1.5mを超える行為、または長さが10mを超える行為。 〇汚水または排水を処理する施設の場合、高さが1.5mを超える行為、または行為に係る部分の築造面積の合計が100mを超える行為。 〇地上に設置する太陽光発電設備等(集熱利用するものを含む。)で、高さが5mを超える行為またはモジュールの面積の合計が100mを超える行為。 〇上記以外の工作物で、規則で定めるもの。 行為後の工作物の高さが5mを超える行為。
開発行為、土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質の変 更		〇切土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える行為。 〇切土により生ずるのり面の長さが10mを超える行為。 〇行為に係る部分の面積が100㎡を超える行為。
木竹の伐採		〇高さが5mを超える木竹の伐採。 〇林業を営むために行う木竹の伐採。
屋外における物件の体積		〇堆積された物件を外部から見通すことができ、かつ、物件の堆積期間が30日を超える行為のうち、高さが1.5mを超えるもの、または、面積が100㎡を超えるもの。
水面の埋め立てまたは干拓		〇盛土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える行為。 〇盛土により生ずるのり面の長さが10mを超える行為。 〇行為に係る部分の面積が100㎡以上であるもの。

届出対象行為②(道路中心線から15mよりも離れた場所)

3 届出対象行為

<u>一般のゾーンと同じ</u>

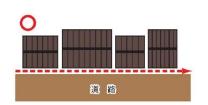
建築物	新築、増築、改築、または移転 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え または色彩の変更	○建築物の最高部の高さが13m以上もしくは4階建以上の行為。ただし、田園ゾーンについては、高さ10m以上の行為。○行為にかかる延床面積の合計が300㎡以上の行為。
工作物	新築、増築、改築、または移転 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え または色彩の変更	○高さ13m以上のもの。ただし、田園ゾーンについては高さ10m以上の行為。 ○地上に設置する太陽光発電設備(集熱利用のものを含む。)で、高さが13m以上(田園ゾーンについては高さ10m以上)の行為またはモジュールの面積の合計が1,000㎡を超える行為。

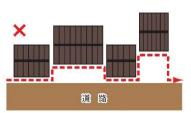
景観形成基準(案)①

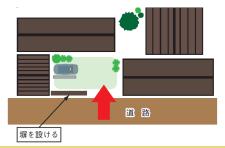
赤字部分…歴史街道軸の基準に追加する項目

1. 位置

- ①周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした 街並みの形成に努めること。
- ②駐車場の設置などにより、通りから壁面を後退させる場合は、周辺景観との調和に配慮し、塀等を設置して壁面ラインの連続性に配慮すること。









セットバックした集合住宅の前面に塀を設置した例。

2. 形態

①周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもっているので、これらの形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。

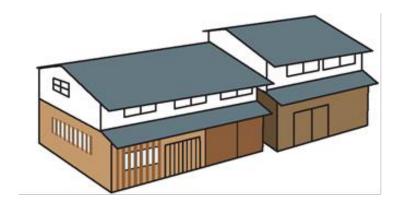
また、大規模建築物の3階以上の部分は道路境界から2.7m(一間半)以上セットバックさせるなど、周辺の街並みとの調和や上空への見通しの確保に努めること。



景観形成基準(案)②

2. 形態

- ②勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。
- ③周辺の建築物と調和した屋根(勾配、向き)等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。
- ④東海道草津宿の伝統的な建築形態を基調とし、歴史的街並み との調和を図ること。







景観形成基準(案)③

3. 意匠

①屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。



- ②外見できる壁面等の意匠の釣合に配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。
- ③敷地内や建築物に付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)について、建物と一体となった意匠とし、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、周辺景観との調和に配慮すること。ただし、これにより難い場合は、覆いをするなど修景措置を講じること。

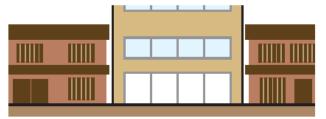


④大規模建築については、平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。

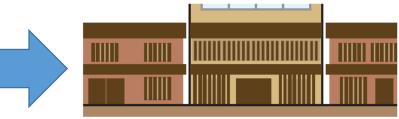
景観形成基準(案)④

3. 意匠

- ⑤玄関および開口部は建具、格子等の伝統的様式とすること。もしくは、それに準備に準じるものとすること。
- ⑥草津宿の特徴である切妻平入、格子窓、虫籠窓の保全に努めること。



周辺の歴史的な街並みと調和しない形態・意匠 により、街並みの連続性が途切れている。



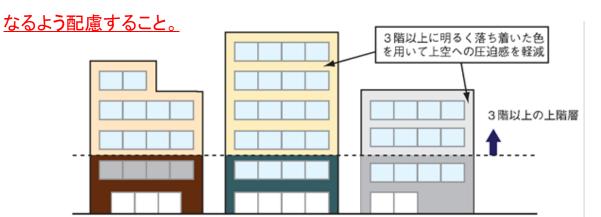
低層部に格子や瓦など、周辺と調和したデザインを取り 入れることにより、街並みの連続性が確保される。



景観形成基準(案)⑤

4. 色彩

- ①けばけばしい色彩とせず、周辺の景観との調和を図ること。
- ②建築物、工作物の外観および屋根の基調色は、『琵琶湖岸景観形成重点地区』を参照。
- ③色彩の性質を十分考慮するとともに、一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ち着いた雰囲気を醸し出すよう色調を統一する。
- ④周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の 効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- ⑤屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとすること。
- ⑥大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色(明度4以上)や彩度の低い色を用いること。
- ⑦勾配屋根は日本屋根を意識した黒又は灰色を基本とし、外壁等を含めた外観について自然素材の色を意識した 落ち着いた色調とする。
- ⑧店舗等のシャッターについては、建物との調和を図りながら、木戸などの自然素材の色を意識した色彩のものと





景観形成基準(案)⑥

5. 素材

- ①周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を 使用すること。
- ②勾配屋根の屋根材については、瓦等の自然素材を用いること。ただし、これにより難い場合は、これを模した素材とすること。
- ③外壁は木材、土、石材、漆喰などの自然素材を用いること。ただし、これにより難い場合は、これを模した素材とすること。



景観形成基準(案)⑦

6. 敷地の緑化措置

- ①建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との 調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う こと。
- ②大規模建築物については、原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- ③植栽に当たっては、自然植生を考慮するととともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。



7. 樹木等の保全措置

- ①敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。止むを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、 必要最小限にとどめること。
- ②敷地内に樹勢が優れた樹木がある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

景観形成基準(案)⑧

- 8. 垣、さく、へい、門(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するものの新設、増築または改築
 - ①周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。
 - ②自然素材を意識した落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとすること。ただし、自然素材を利用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。



9. 擁壁の新設、増築または改築

- ①道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとすること。
- ②できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難い場合はこれを模したものにすること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

景観形成基準(案)⑨

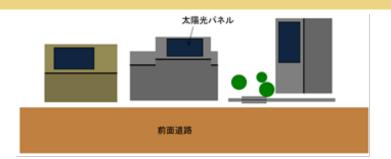
10. 自動販売機の設置

<u>自動販売機の設置に際しては、周囲の景観に調和するよう、位置や外観の色</u> 彩、木製の囲い等の設置をするなどして配慮する。



11. 太陽光パネルの設置

前面道路からは見えない位置に設置すること。



12. 看板

- ①原則として、自家用に供するもののみとする。
- ②けばけばしい色彩のものや、激しい道光・点滅等をするものを使用しない。また、趣のあるデザインや、自然素材又はこれに準ずるものを用いるなど、店舗及び街並みとの調和に配慮する。





前回までの景観審議会での主な意見と対応について

Q1. にぎわいは何を求めているのかわからない。

店舗兼住居・店舗・専用住居のさまざまな用途があり、商店であれば来客、店舗数の増加であり、住居であれば近隣との交流や買い物のしやすさであると考えます。すべての用途にかかるものは、歴史文化のある落ち着いた街並みであり、総合的に住みやすさが上がることで、居住者やこの通りに来訪する方が増えることが、【にぎわい】であると考えています。

Q2. 現状にぎわいがあるとは思えず、地域の方々にとってみても指定して何かのメリットがないと理解と協力が得られないので、まちのにぎわいを創出する方策を行政、地域、商工会や観光会に広げていくとともに、私有財産に対する補助制度を検討してほしい。

商店街がある一方で、駅近くで住環境も良いことから、にぎわいについてはそれぞれの 観点から検討します。また、重点地区指定後は規制の対象範囲の拡大や基準の追加を することから、補助制度についても、検討しております。

前回までの景観審議会での主な意見と対応について

- Q3. 重点地区に市が投資することで、他の地域を含めた市全体にどれほどのメリットがあるのか。
- Q4. 草津市の中で重要な位置づけであることはわかるが、にぎわいどころか沈んでいくことしか見え そうにない場所に市として関わるレベルではないと思う。
- ○景観計画策定時のアンケート
 - …「中心市街地の景観づくりが大事」と考える人の割合:7割以上
- 〇平成28年度市民意識調査「草津市の都市イメージ」
 - …「街道文化の歴史豊かな宿場のまち」: 15.8%(全体で3番目)

これらの調査から、多くの方が歴史街道について意識されておられること、今回の指定提案が住民発案であること、また平成16年施行の景観法における運用方針からも、提案された事項は行政としてまちづくりを支援すべきものであると考えます。また、今回の事業が中心市街地活性化基本計画に位置付けられていることから、ひいては市全域の活性化に繋がると考えます。

〇宿場祭り、街灯りのメイン会場であり草津市でのお祭りに欠かせない通りです。お祭りは本陣をはじめ、立木神社、通りに面する寺、東海道を意識した意匠の建物など、市景観条例の基本方針のとおり歴史文化を活用されており、市としては、景観が崩れてしまうことは地域の魅力や祭りそのものの価値も下がっていくことになると考えます。また、地域の方が提案されたのも、景観が崩れてしまうことを住民が危惧されて提案されております。

景観形成重点地区の候補地

- 学校区や地域自治組織等を活かして、主体的な景観づくりに取り組んでいる地区
- ・自然環境保全地区の内、特に重要と考えられる地区
- ・自然豊かで、新たな産業の創出や福祉・医療、文化等の交流が期待される地区
- ・歴史的街並みが残されている地区(草津宿とその周辺地区、東海道沿道、中山道 沿道(渋川地区)等)
- ・矢橋道等歴史的な街道を生かした「散歩道」づくりを進めていくことができる地区
- ・草津市の「顔」としての機能を果たす草津駅、南草津駅周辺地区、名神・新名神インターチェンジ周辺地区

◆候補例のイメージ









都市計画審議会での主な意見と対応について

12月20日開催 都市計画審議会での意見

(1)東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区における色彩基準については、歴史的景観に配慮したまちなみ形成が図られるよう、市内の他の区域よりも厳しい基準を定めることについて、推奨色(マンセル値にて表示)を参考にしながら検討すること。 (2)緑色は歴史的なまちなみにそぐわない色彩ではないか。

意見に対する対応



当該景観形成重点地区における色彩基準については、市内の他の区域における推奨色を用いることとし、より厳しい基準を設定します。

歴史的なまちなみに見られないG(緑)・GY(黄緑)の色彩については、使用しないこととします。

今後のスケジュール

平成30年

1月10日 草津市景観審議会 諮問

4月~ パブリックコメント実施

6月 パブリックコメント結果公表

7月 景観計画改正、施行

景観形成重点地区の指定